

会員規約

本規約は A☆R KICK！（以下「本ジム」という）の会員などに関する事項を定めるものである。

第 1 条（名称）

本ジムは A☆R KICK！（エーアールキック）と称する。

第 2 条（所在地）

本ジムの所在地は、「東京都杉並区梅里 1-6-9 新高円寺センタービル 6 階」とする。

第 3 条（目的）

本ジムは施設を利用して心身の健康の維持及び増進を図ると共にダイエット・ボディメイク、運動不足解消、ストレス発散、などを目的とする。また、会員相互の親睦を図ると共に、プロ・アマキックボクシング選手の育成及び強化も目的とする。

第 4 条（入会の資格）

1. 本ジムへの入会を希望する者は、本ジムの目的に賛同し、規約を遵守の上、所定の手続きを行い本ジムの了承を得た上で、所定の入会金、月会費等を本ジムに払い込むことにより会員としての資格を取得する。他道場及び他ジムとの重複入会は可能であるが、その際は先方の了承を得ること。

2. 以下の方は、本ジムへの入会は不可とする。

1) 注意すべき疾患のある方（心臓・頭部・神経など）

ただし、軽微な疾患の方で医師の許可のある方はこの限りではない。主治医の診断書を提出すること。

2) 医師から運動を禁止されている方

3) 伝染病または他人に感染する恐れのある疾病を有する方

4) 暴力団関係者及び反社会的勢力

5) 本ジムの会員にふさわしくない方

・協調性のない方 ・自己中心的な方 ・挨拶のできない方 ・礼儀のない方

第 5 条（会員の要件）

本ジムの会員は次の各項に該当する者とする

1. 会員は本ジムが承認した者

2. 会員は本ジムの規約・規則を遵守できる者

3. 会員は心身ともに健康である者

第 6 条（入会手続き）

本ジムに入会を希望する者は、本規約を承認し、所定の手続きを経て申し込むものとする。その際には、ご本人確認証明書（運転免許証、パスポート、保険証、外国人登録証など本人が確認できる物）が必要となる。

また、18歳未満の申し込みには、保護者の同意が必要となる。

第 7 条（会員の施設利用）

会員は、本ジム所定の指導員の指示に従うものとする。

会員は、自己の責任と危険負担において、本ジムを利用するものとする。

会員は、自らの健康を管理して、常に良好な健康状態で、体に負担があるときは無理をせず、練習等に参加し本ジムを利用するものとする。

第 8 条（入会金）

会員は、入会に際し、本ジムが定める入会金を所定の方法で期日までに納めなければならない。一旦納めた入会金は、法令の定めまたは本ジムが認める正当な理由がある場合を除き、返還しない。

入会金は「会員契約書」に定められた金額とする。

第 9 条（月会費）

会員は、本ジムの定める会員種別毎の月会費を所定の方法で期日までに納めなければならない。本ジムでは月会費は前月までの 27 日に口座引き落としとする。

一旦納めた月会費は、法令の定めまたは本ジムの認める正当な理由がある場合を除き、返還しない。

会員種別ごとの会費は「会員契約書」で定められた金額とする。

第 10 条（会員除名）

会員が次の各項のいずれかに該当する場合、本ジムは、事前に会員に催告することなく、会員のジム利用禁止あるいは除名することとする。

1. 会員が入会にあたり提出した書類に虚偽の申告をしたとき
2. 本ジムの会員規約・規則に違反したとき
3. 本ジムの名誉または信用を傷つけたり、秩序を乱す行為をしたとき
4. 本ジムの施設の設備等を故意に損壊させたとき
5. 会員が暴力団関係者及び反社会的勢力であることが判明したとき

第 11 条（退会）

退会日は、退会月の末日とする。会費は月割りとし、日割りでの返還は行わない。

会員が退会を希望する場合には、必ず本人または保護者が退会月の前月までに本ジムに「必要事項を記入した所定用紙」を提出すること。トラブル回避のため、電話や郵送、口頭などでの退会受付は行わない。

なお、退会届を提出して本ジムの了承がない限り、退会とはならない。退会時に未納会費のある場合は即時納入すること。

退会後の再入会時にも入会金は必要とする。(キャンペーン期間でもその適用は不可)

第 1 2 条 (休 会)

本ジムでは休会制度は設けないものとする。

第 1 3 条 (本 規 約 の 遵 守)

本ジムの会員は、本規約・規則を遵守し、本ジムの施設を利用する際には本ジムの管理者、指導者の指示に従うこととする。

第 1 4 条 (責 任 事 項)

1. 本ジム内において発生した盗難、紛失、会員間のトラブル、負傷などの事故については、本ジムは一切の責任を負わないものとする。
2. 試合における怪我や事故、もしくはそれを原因とする後遺症・死亡等の損害については、当該損害がジム関係者による故意又は重過失による場合を除き、責任を負わないものとする。
3. 会員は本規約に違反して本ジムに損害を与えた場合はそれによって生じた一切の損失の費用、経費などを弁償すること。
4. 近隣の駐車場での車、自転車等の事故、盗難などに関しては、本ジムは一切の責任を負わないものとする。

第 1 5 条 (営 業 時 間 及 び 休 業 日)

本ジムの営業時間、休業日についてはスケジュール表および所定の方法によって会員に知らせるものとする。本ジムが天災等の不時の災害を負ったとき、あるいは施設の補修・改装をする時は、一定期間本ジムの施設の全部、一部を休業、閉鎖することがある。練習終了時間・閉館時間は厳守すること。

第 1 6 条 (ジ ム の 閉 鎖 及 び 運 営 の 廃 止)

本ジムは止むを得ざる事情による場合(ジムの入居する建物の施設の改造または補修工事の実施の時、法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化など)、一定の予告期間を置いた上で本ジムを閉鎖することができ、会員はこれに関して何らの異議を唱えず、またいかなる種類の請求もしないものとする。この場合、本ジムは会員に対して補償等の法的責任を一切負

わないものとする。

第 17 条（ 会 員 以 外 の 施 設 利 用 ）

本ジムは特に必要と認めた場合、本規約に定める会員以外の者に本ジムの施設を利用させることができるものとし、会員はこれに関し、何ら異議を問えずまたいかなる請求もしないものとする。

第 18 条（ 個 人 情 報 ）

会員から提出された個人情報、本ジムにおいて厳重に管理し適切な扱いを行うものとする。

第 19 条（ 禁 止 事 項 ）

1. 所定の場所以外での飲食喫煙
2. 酒気を帯びてのトレーニング
3. 安定期に入る前の妊婦（※安定期に入ってもストレッチ程度とする）
4. 賭博行為、勧誘セールス及びそれに類する行為
5. ほかの会員に迷惑を及ぼす行為
6. 危険物の持ち込み
7. ペットの持ち込み
8. その他、本ジムの施設目的にそぐわない行為

第 20 条（ 画 像 ・ 映 像 権 ）

本ジムの会員は、本ジムにおいて撮影された写真、動画に関する知的財産権その他の権利はすべて本ジムに帰属することならびに本ジムおよび本ジムが許諾した者によるブログ、SNS その他のサービス上での配信を行うことに同意するものとする。ただし、本ジムが許諾した者が配信を行う場合には、事前に本ジムによる内容の確認を行うものとする。

第 21 条（ 規 約 ・ 規 則 の 変 更 ）

本ジムの運営のため、必要に応じて、本ジムの目的の範囲内で、規約・規則を変更することができるものとする。その場合、本ジムは、変更後の規約・規則の内容および効力発生日を、本ジムもしくは本ジムウェブサイト(ブログを含む。)に表示し、または本ジムが定める方法により会員に通知することで会員に周知するものとする。変更後の規約・規則は、効力発生日から効力を生じるものとする。